

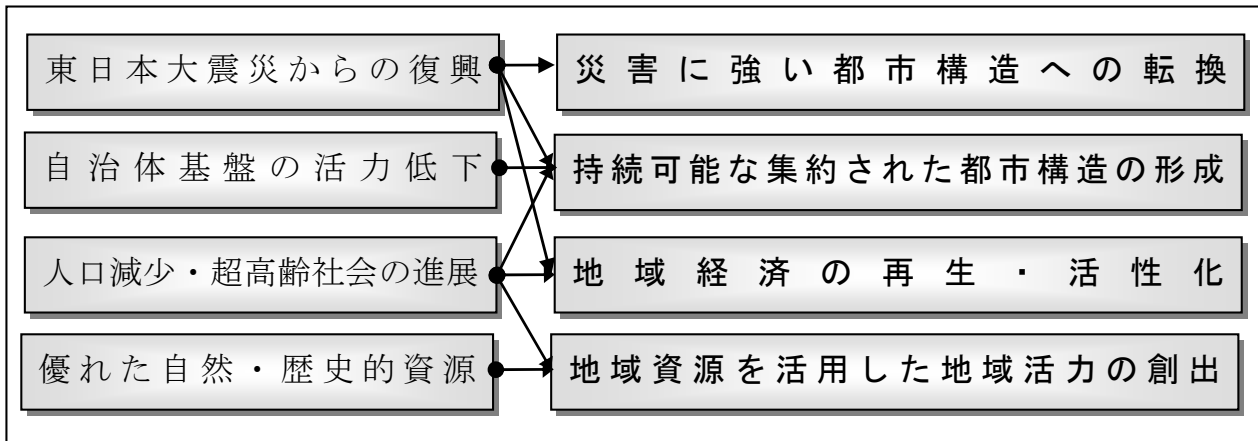
石巻広域都市計画の
変更案に関する説明会

資料 1

**石巻広域都市計画区域の
整備，開発及び保全の方針の変更（素案）**

序. 見直しに当たっての基本的な考え方 (本文 p. 1~p. 2)

1) 都市づくりに求められている課題



2) 見直しの方針

- 震災からの復興の推進及び災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり
- 人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び公共交通ネットワークの充実
- 富県宮城の実現に資する力強い産業の再生と創出
- 優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化

(1) 都市計画の目標 (本文 p. 3)

1) 基本的事項

※下線部が変更した箇所

① 目標年次

「都市づくりの基本理念」, 「主要な都市計画の決定の方針」については平成47年を想定, 「区域区分」については平成37年を想定

② 都市計画区域の範囲及び規模

□ 都市計画区域の範囲及び規模

区 分	市 町 名	範 囲	規 模	備 考 (行政区域)
石 卷 広 域 都市計画区域	石巻市	行政区域の一部	13,004 ha	55,578 ha
	東松島市	行政区域の全域	10,186 ha	10,186 ha
	女川町	行政区域の一部	3,851 ha	6,580 ha
	合 計		27,041 ha	72,344 ha

資料：平成25年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院），都市計画基礎調査
注）石巻市の行政区域面積には河北都市計画区域（非線引き）を含む

□ おおむねの人口

区 分	基 準 年	平成 37 年	平成 47 年
都市計画区域内 人 口	154 千人	おおむね 141 千人	おおむね 129 千人

資料：国勢調査，都市計画基礎調査

注 1) 基準年は平成27年値（国勢調査，都市計画基礎調査）

注 2) 都市計画区域内人口は小数点第一位を四捨五入

2) 都市づくりの基本理念及び基本方針 (本文 p. 4~p. 11)

① 都市づくりの基本理念 (本文 p. 4)

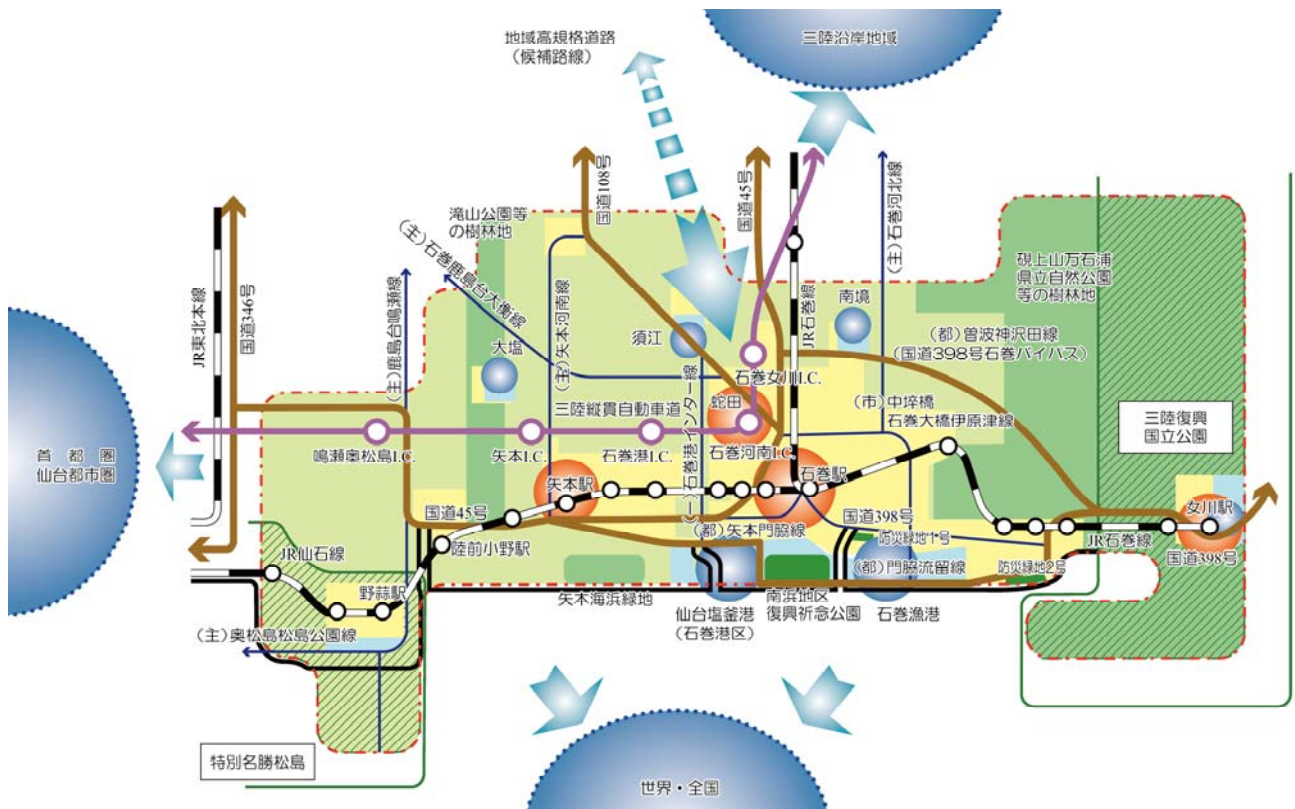
- 1) 安全・安心が維持される復興まちづくり
- 2) 地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生
- 3) 豊かさを実感できる持続可能な拠点ネットワーク型集約市街地の形成
- 4) 自然, 歴史的資源を活かした観光機能の強化

② 都市づくりの基本方針 (本文 p. 5)

- 災害に強く, 活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成
 - 1) 震災からの復興と災害に強い市街地形成の推進
 - 2) 水産業等の復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成
 - 3) 居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークの維持・充実
 - 4) 特別名勝松島等の優れた自然, 歴史的資源を活かした観光機能の強化

③ 主たる市街地の方針（本文 p. 6～8）

□ 都市づくりの基本方針



凡 例					
	都市計画区域		海岸堤防・河川堤防		魅力ある中心拠点の形成
	三陸自動車道		復興祈念公園・防災緑地		活力ある産業拠点の形成
	インターチェンジ		緑地		コンパクトな住宅地の形成
	主要幹線道路		自然地・農地		国際観光機能等の強化
	幹線道路（抜粋）		産業用地等		特別名勝松島等
	鉄道・駅				

④ 社会的課題への都市計画としての対応（本文 p. 9～11）

1) 都市防災機能の強化

津波防災拠点市街地形成施設の整備，災害に強いライフラインの構築や防災体制の再構築

2) 持続可能な市街地の形成

居住機能や医療・福祉・商業，公共交通等の様々な都市機能の誘導

3) 中心市街地の活性化

事業所，観光施設，文化施設，公共施設，医療・福祉施設等の様々な都市機能を組み合わせ，多様化する価値観に合わせて魅力を向上し，定住人口と交流人口の増加

4) 良好な自然や歴史・文化の保全，形成

良好な自然や美しい景観を維持・保全，創造し，歴史・分解資源を活用して，次世代に引き継ぐまちづくり

5) 観光・交流の拡大に向けた都市基盤の充実

地域間の連携・交流促進に向けて，高規格幹線道路を始めとした広域道路ネットワークの整備移転元地を活用した観光・交流の拡大促進

(2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無 (本文 p.12)

[区域区分の決定に係わる石巻広域都市計画区域の状況]

① 昭和45年から区域区分を指定していること

② 市街地の計画的な誘導と農地、自然地等の保全が一体的に図られていること

③ 県内第二位の都市機能及び人口集積を有し、多様な都市活動が展開されていること

④ 各種計画に基づく整備や広域的なネットワークの進展に伴う産業振興により、適正な土地利用の誘導と効率的な公共施設の整備が必要

⑤ 農業振興を図りつつ、自然環境を維持保全するとともに、優れた自然環境等の積極的な活用が必要



[区域区分の決定の有無]

石巻広域都市計画区域では、上記の状況を踏まえ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、今後とも引き続き区域区分を定める。

2) 区域区分の方針 (本文 p.12~13)

① 人口の規模 (市街化区域のおおむねの人口)

	現 況	平成37年
市街化区域内人口	133千人	おおむね125千人

注1) 現況は平成27年値 (国勢調査、都市計画基礎調査)

注2) 市街化区域内人口は小数点第一位を四捨五入

② 産業の規模 (おおむねの産業規模)

	区 分	現 況	平成 37 年
規 生 模 産	製造品出荷額等	2,876 億円	3,115 億円
	年間商品販売額	3,279 億円	4,271 億円

注1) 製造品出荷額等の基準年値は、行政区の平成28年値 (工業統計調査)

注2) 年間商品販売額の基準年値は、行政区の平成28年卸売販売額及び小売販売額の合計値 (商業統計調査、経済センサス)

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現行の市街化区域との関係

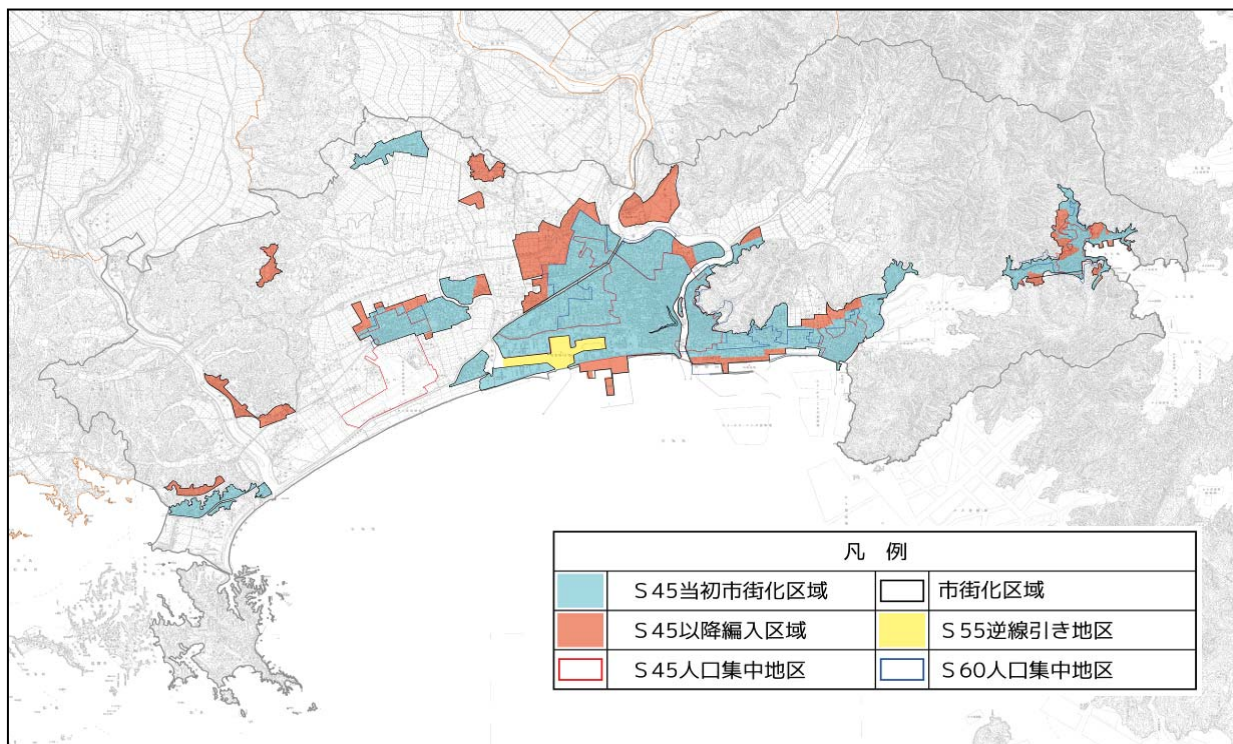
市 町 名	市街化区域の面積	
	基準年	平成 37 年
石 巻 市	3,315.9ha	3,316ha
東 松 島 市	676.5ha	756ha
女 川 町	337.8ha	340ha
合計	4,330.2ha	おおむね 4,412ha

注1) 基準年は平成29年3月末現在の面積

注2) 平成37年目標値は小数点第一位を四捨五入

注3) 平成37年目標値は本計画の告示と同時に市街化区域に編入する区域の面積を含む

□ 市街化区域の動向及び市街化区域に新たに編入するおおむねの区域



(3) 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (本文 p. 14~29)

① 主要用途の配置の方針

本区域では、各地区の状況にあわせて安全な住宅地や産業地の充実等を図るとともに、駅周辺等の交通結節点において居住地と都市機能を集約させた中心拠点、その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し、これらと連携した道路機能の確保や公共交通ネットワークの維持・充実を行い、各拠点が連携した『拠点ネットワーク型集約市街地』の形成を図っていく

また、特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財等の歴史文化資源を活かし、観光地としての機能を充実していく

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

住宅地は、石巻駅周辺の高度利用促進住宅地において中層集合住宅等の整備による高密度利用を図る。また、一般住宅地においては現在中層化の進んでいる地区を除き、低層、低密な利用を図るものとする

③ 市街地における住宅建設の方針

「宮城県住生活基本計画 (H29.3)」に基づき、真に豊かな住まいづくりを創造していく

- ・ 東日本大震災の被災者が安全で安心な住まいと暮らしを取り戻せるよう、住まいの復興の早期達成に努める
- ・ 住民が愛着を持ち、ずっと住みたいと感じられる区域を実現するため、持続可能な住まい・まちづくりに努める

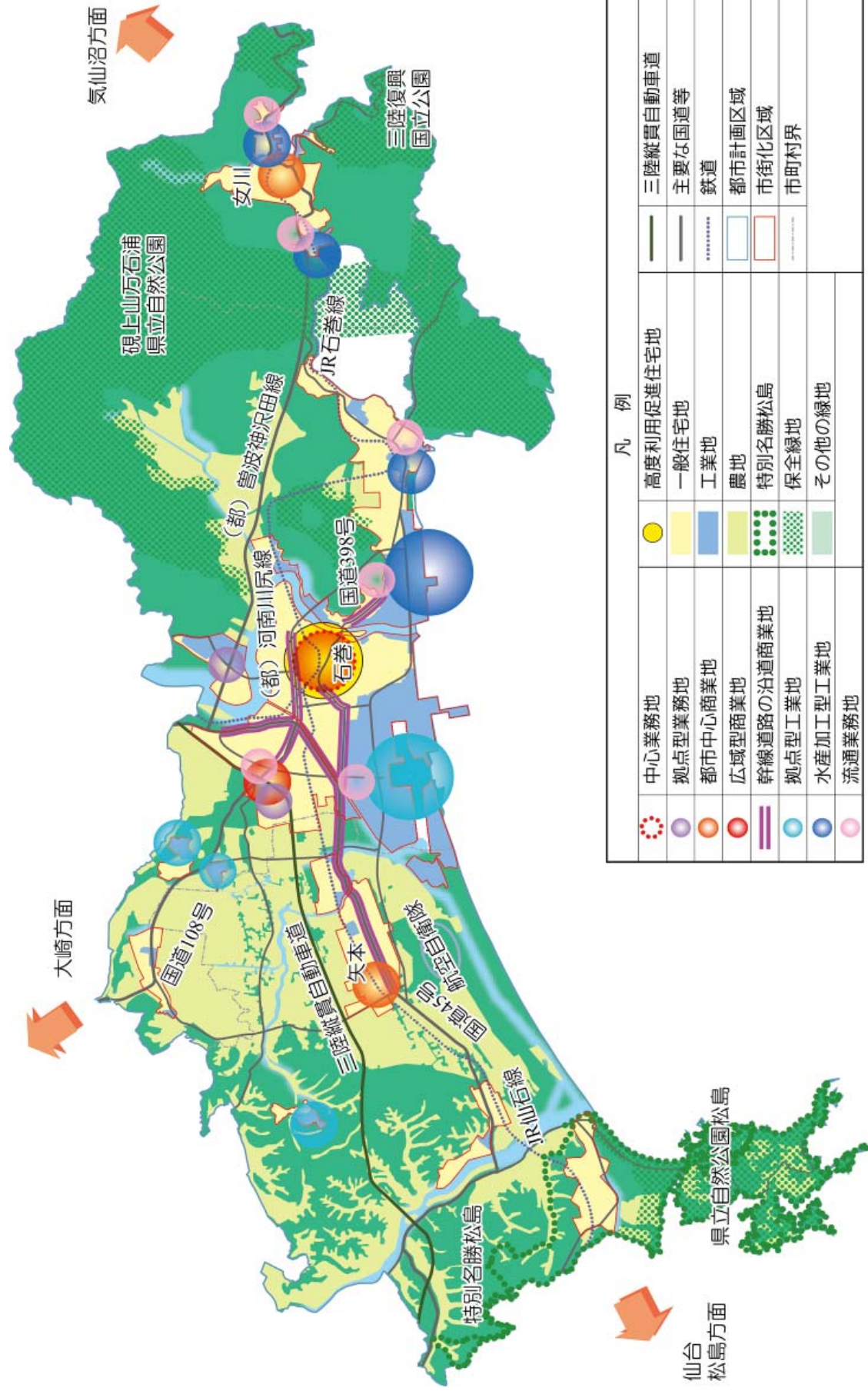
④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

土地の高度利用，用途転換，用途純化又は用途の複合化，居城環境の改善又は維持，公害の防止又は環境改善，被災市街地の土地利用及び空き家・空き地に関する方針を定める

⑤ その他の土地利用の方針

農地については、農業生産を確保する重要な土地であるとともに、美しい田園景観を構成しており、今後とも農業施策と調整を図りつつ、その活用と保全を図っていく
集落環境の改善，向上を図る必要がある地区については，地区計画制度を活用し，田園環境や自然環境と調和した居住環境の向上と活力の維持を図っていく。

□ 主要用途の配置の方針



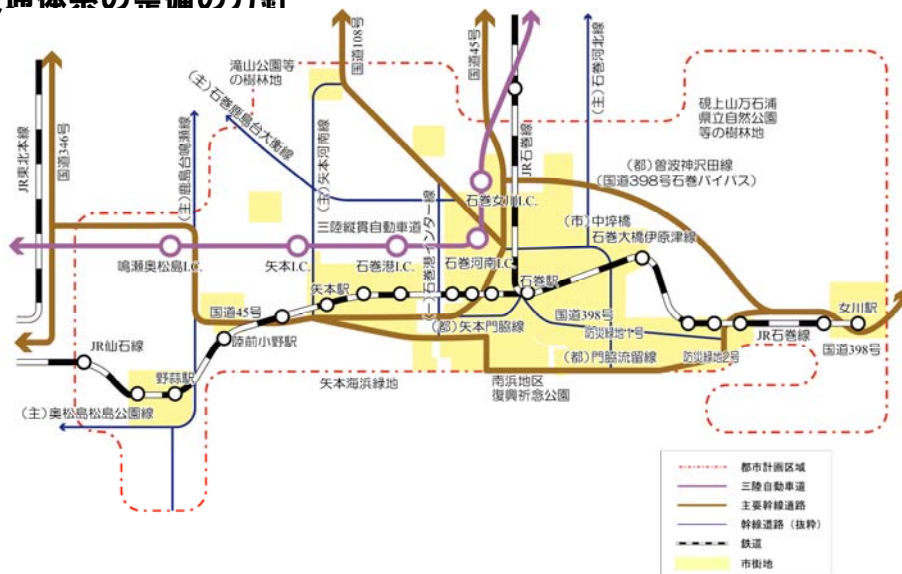
凡 例	
●	高度利用促進住宅地
■	一般住宅地
■	工業地
■	農地
●	特別名勝松島
■	保全緑地
■	その他の緑地
●	中心業務地
●	拠点型業務地
●	都市中心商業地
●	広域型商業地
■	幹線道路の沿道商業地
●	拠点型工業地
●	水産加工型工業地
●	流通業務地
■	三陸縦貫自動車道
■	主要な国道等
■	鉄道
■	都市計画区域
■	市街化区域
■	市町村界

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (本文 p. 30~40)

① 交通体系整備の基本方針

- ・ 災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図る
- ・ 人口減少・超高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した身近な公共交通ネットワークの維持・拡充、交通結節点の機能強化を図る
- ・ 他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進するとともに、公共交通による交流・観光利用を促進する

□ 交通体系の整備の方針



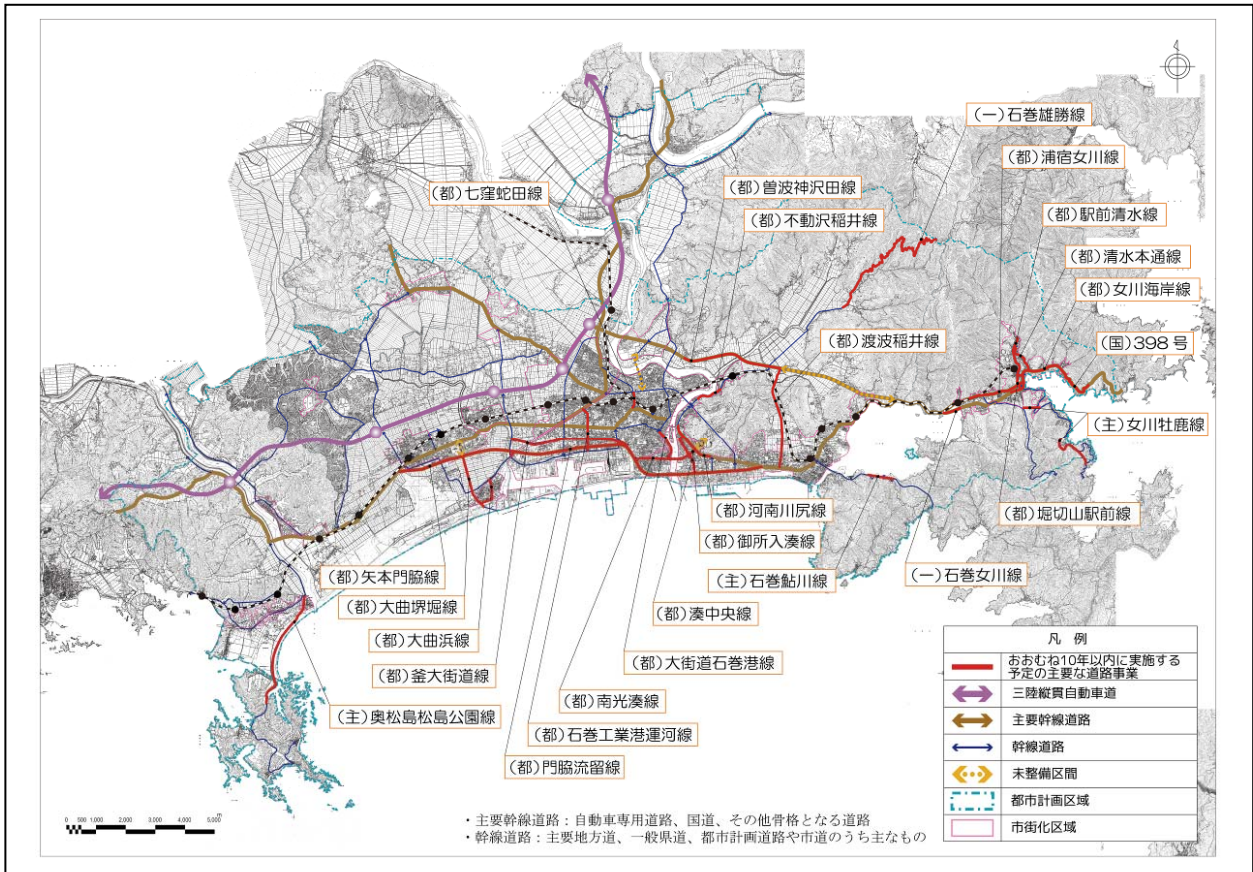
② 下水道整備の基本方針

- ・ 市街化の動向と十分に整合を図り、効率・効果的な施設整備を推進する
- ・ 老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進する
- ・ 雨水については、浸水被害の危険性が一層高まった地区について、総合的な対策を図り、その他の地区については、放流先河川の整備状況との整合を図りつつ、施設整備を推進する
- ・ 汚水については、地域に適合した効率的な汚水処理施設を組み合わせ、重点的に整備する

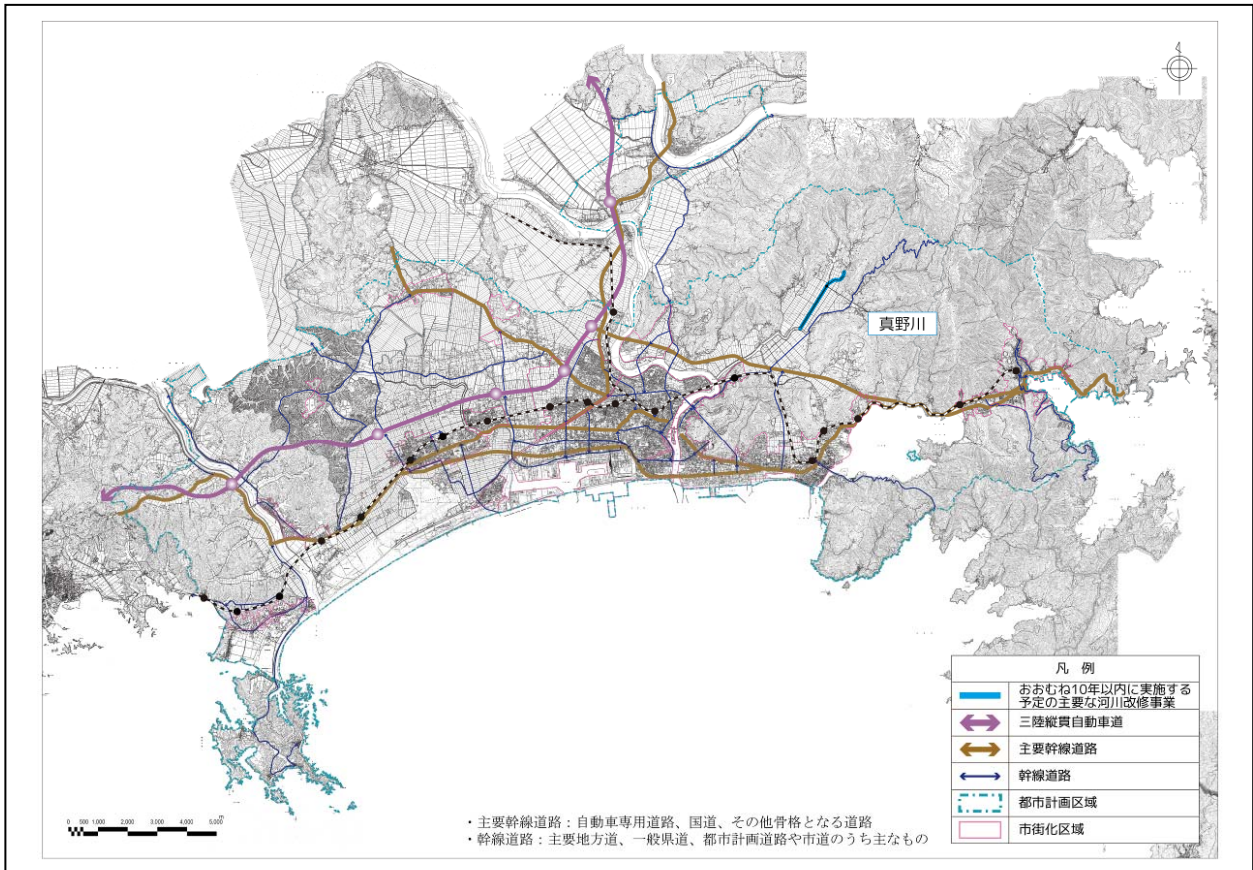
③ 河川・海岸整備の基本方針

- ・ 被災施設の復旧と津波対策、自然災害対策のための上下流一体となった総合的な施設整備を推進する
- ・ 市街地内を環流する中小河川については、流域の河川整備計画や下水道整備計画と整合を図りながら、防災調整池の設置など、市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する
- ・ 水質や豊かな水辺環境の保全を図っていく
- ・ 河川改修は、河川の有する治水機能を阻害しない範囲で、公園・緑地機能や環境機能を十分に発揮するよう、親水性等に配慮した河川整備を推進する
- ・ 賑わいのある魅力的な都市圏の創出に向け、河川空間を活かした「かわまちづくり」を検討する

□おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業（道路）



□おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業（河川）

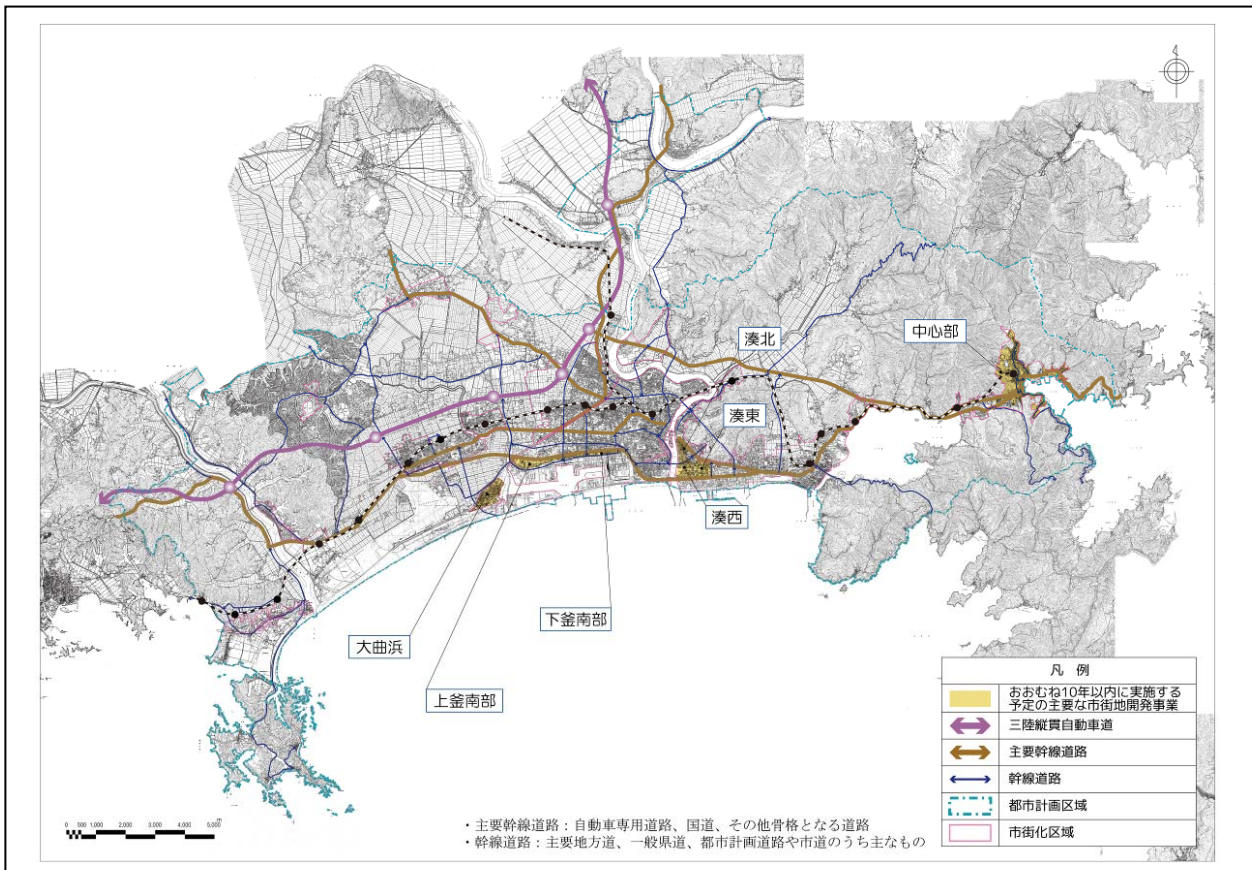


3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 (本文 p. 41~42)

① 主要な市街地開発事業の都市計画の決定の方針

- ・ 周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地へ誘導する
- ・ 居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良好な市街地を形成する

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

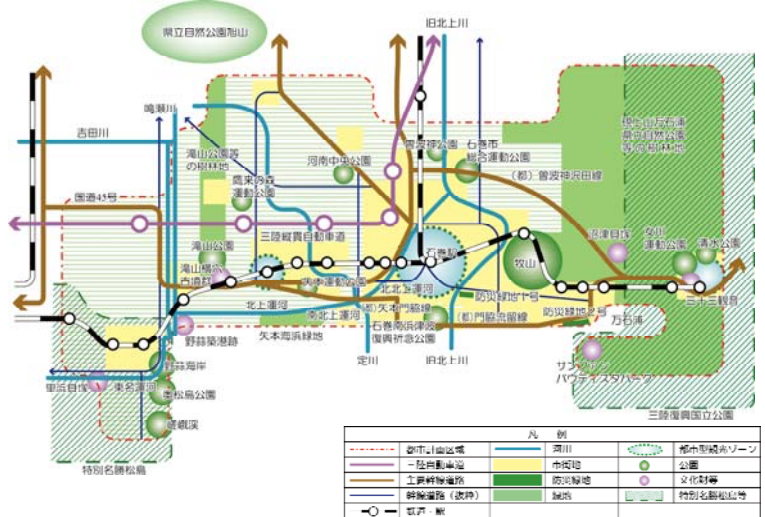


4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 (本文 p. 43~48)

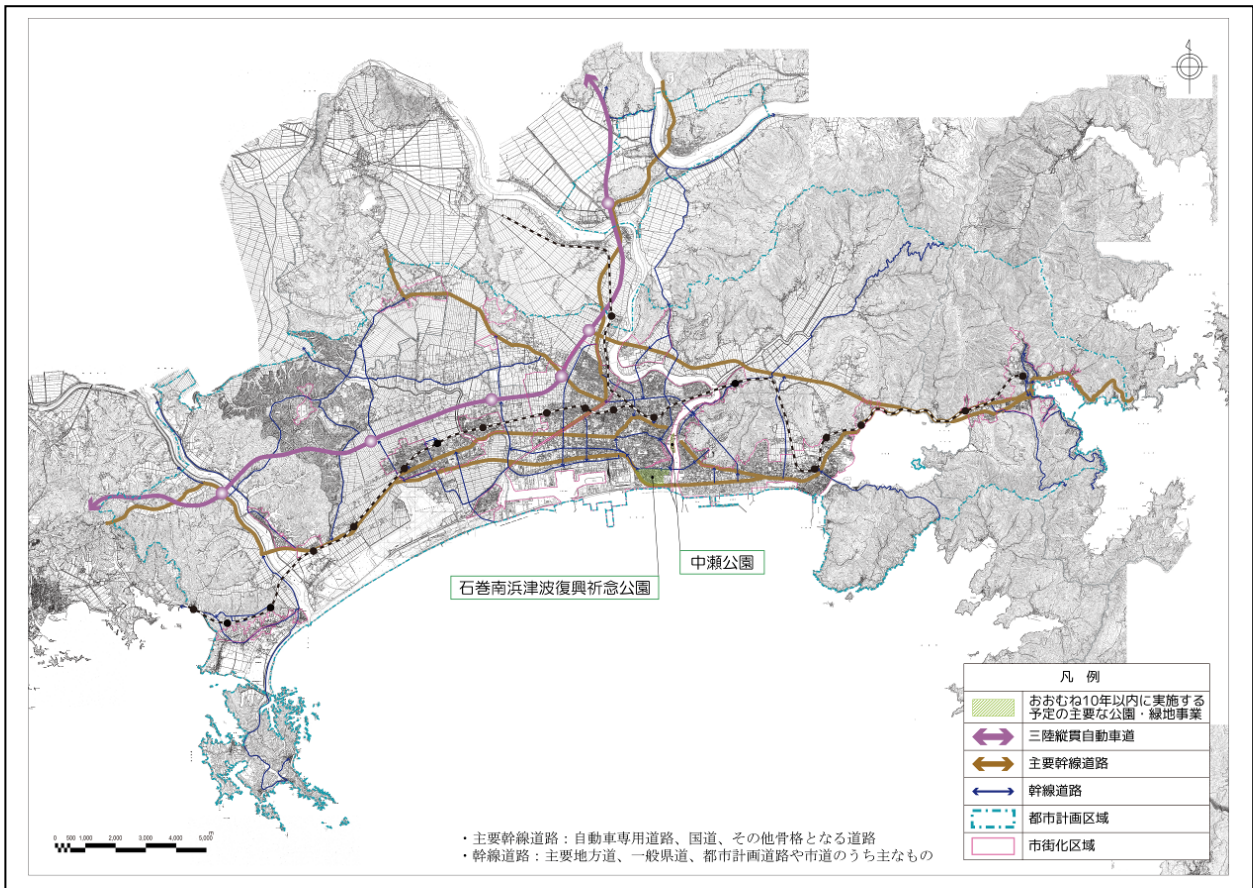
① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地を優先して保全する
- ・公園、緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図る
- ・津波被害を低減させる防災緑地の整備及び維持管理により、安全・安心が確保されるまちづくりを進める

□ 公園・自然的環境の整備及び保全の目標



□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

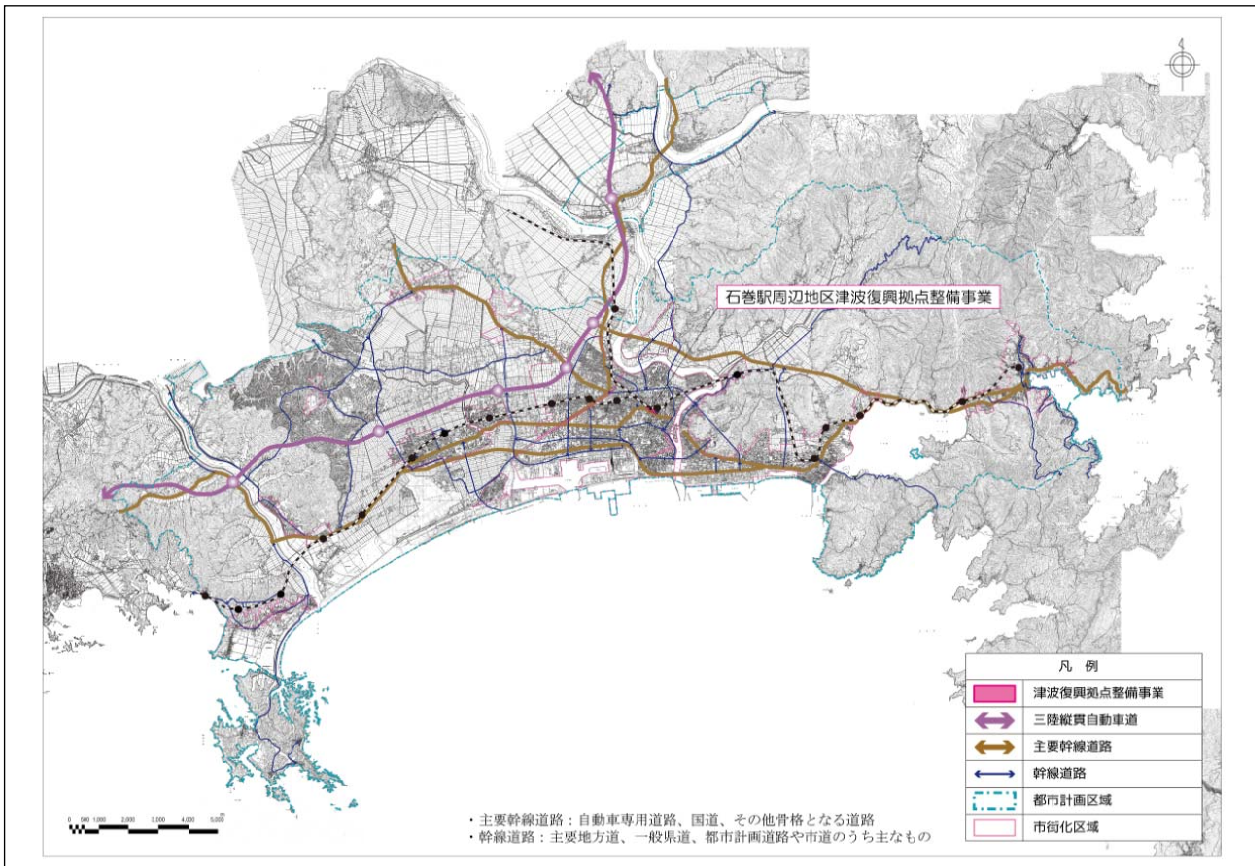


5) 防災に関する主要な都市計画の決定の方針 (本文 p. 49~50)

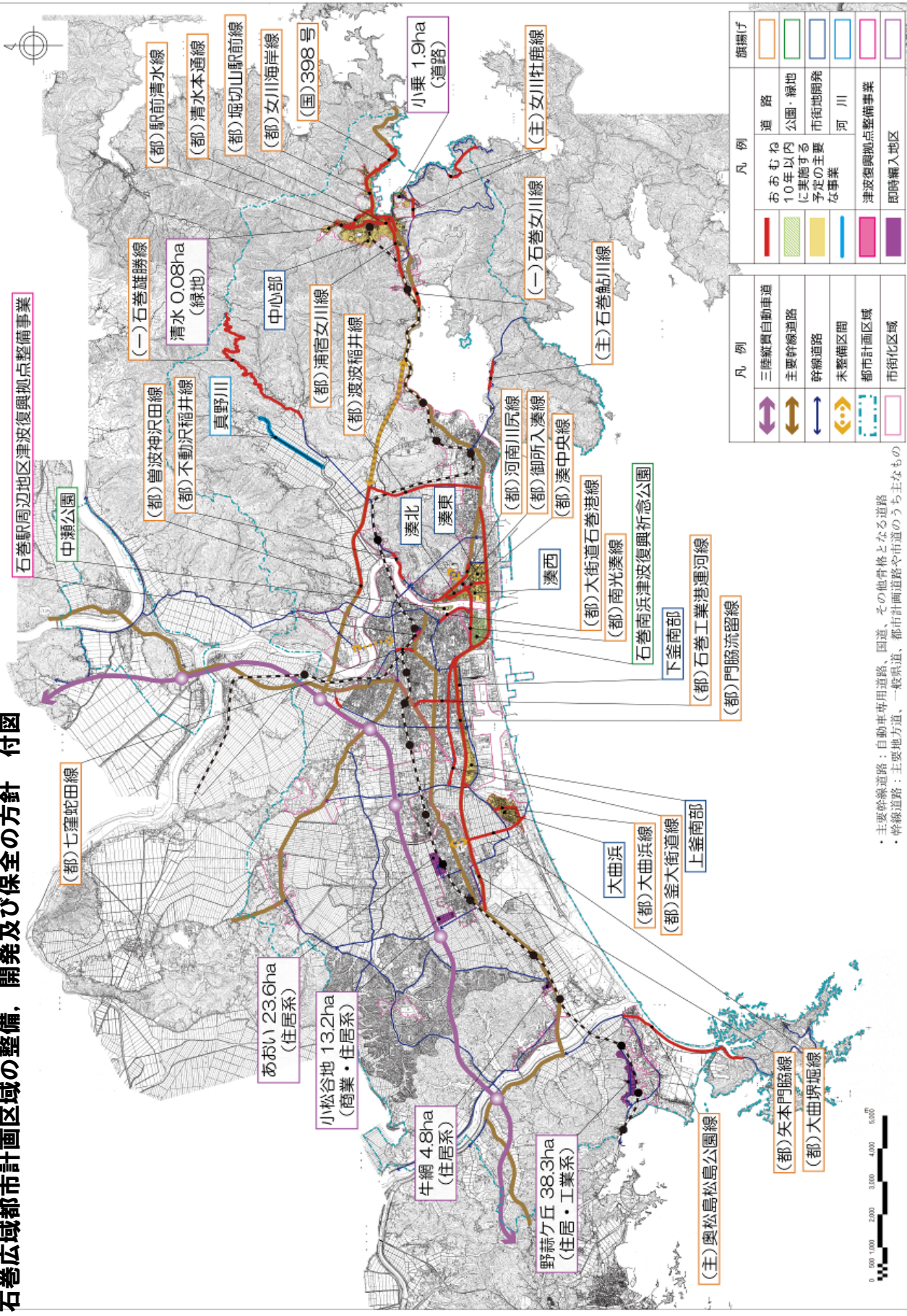
① 防災に関する都市計画の決定の方針

- ・東日本大震災を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、内陸移転や高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。
- ・また、地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承及び近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対する迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

□おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業



石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図



・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
 ・幹線道路：主要地方道、一般国道、都市計画道路や市道のうち主なもの